

議案第 57 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体の協議により定める必要があるため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日付けで、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の組織団体である福生病院組合が、福生病院企業団に名称変更したことに伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する必要がある。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和 43 年 2 月 29 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中及び別表第 2 選挙区の項第 1 区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。